

伊万里市民図書館

第六次図書館システム・機器更新等業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

伊万里市民図書館

1. 目的

伊万里市民図書館（以下、「市民図書館」とする。）では令和6年9月に契約満了となる第五次図書館システムを更新するにあたり、さらなる利用者の利便性の向上、情報提供の拡大を図るとともに、図書館業務の効率性の向上と円滑化、システム動作の迅速性、年間を通じた安定稼働を主な目的とし、伊万里市民図書館 第六次図書館システム・機器更新等業務（以下、「本業務」という。）を行う。

システム更新を安全にかつ発展的に進めていくには、図書館サービスの企画力に優れ、運用のノウハウや実績があり、信頼性が高く操作性の良いシステムを適切な価格で提供する事業者を見極める必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定することとする。

本要領は、本業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 事業名

伊万里市民図書館 第六次図書館システム・機器更新等業務

(2) 業務内容

ア 【図書館システム更新及び機器構築業務】

新しい図書館システムへの更新業務と、必要なハードウェアの調達・設置を行う。

イ 【図書館システム等保守点検業務】

提案システム及びハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア等の保守を行う。

※ 詳細は別紙「伊万里市民図書館 第六次図書館システム・機器更新等業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

導入期限：業者決定 ～ 令和6年9月30日

運用期間：令和6年10月1日 ～ 令和12年9月30日（72か月）

保守期間： 同 上

※ 伊万里市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年伊万里市条例第56号）第1号の規定に基づく契約であることから、契約に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき、契約書に当該契約に係る各年度の予算が削除又は減額された場合は、当該契約を解除する旨を記載するものとする。

3. 見積上限額

本業務に係る契約の総額の上限額（消費税および地方消費税含む）は、以下の金額（72か月総額）とし、見積額はこの額以内で記入すること。この上限額は、図書館システム更新及び機器構築業務・システム等保守点検業務のトータルの金額とする。

また以下の金額は契約時の予定価格を示すものではなく見積上限額であり、プロポーザル内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積上限額 70,836,000円（税込）

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、本業務のうち図書館システム更新及び機器構築業務に関する支払いは全額払いとし、検収・検品確認後別途入札予定の「図書館システム機器賃貸借」における落札業者との契約に基づき支払うものとする。

また、本業務のうち、図書館システム等の保守については、審査結果通知後に候補者と別途「図書館システム等保守点検業務委託」において契約を行うものとする。

5. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、図書管理システムに必要な機器・設備等の調達及び保守・運用管理等の業務を行う能力を有する企業とし、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 参加表明書の提出締切日において、伊万里市建設工事等請負契約にかかる指名停止等措置要領（平成16年告示第81号）に基づく指名停止を受けているものでないこと。
- (3) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること（提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）。
 - ア 自己または自社の役員が伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等である。
 - イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している。
 - キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- (6) 本調達における運用及び保守業務を実施する組織並びに部門において、ISMS 適応性評価制度（ISO/IEC 2700:2013, JIS Q 27001:2014）のいずれかに関する情報セキュリティに係る認証を

取得していること。

- (7) 品質マネジメントシステム (ISO9001)、情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001)、IT サービスマネジメントシステム (ISO/IEC20000) 及び、プライバシーマークを全て取得している者であること。
- (8) 過去2年以内に、同類のシステムを本市と同規模以上の自治体で稼働させた実績があること。
- (9) 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (10) 保守については、滞りなく迅速に対応が可能であり、おおむね2時間以内に保守拠点がある、又はリモートで対応できるなど、SE、CEともに体制が整えられていること。

6. 現場説明会

希望する提案者には、現場説明会を行う

(1) 開催日時

令和6年5月9日(木)、10日(金)の市民図書館が指定する時間とする。

(午前10時から午後5時まで。ただし、1社につき1時間程度)

(2) 場所

伊万里市民図書館 (伊万里市立花町4110-1)

伊万里市役所 (伊万里市立花町1355-1 本庁舎4階)

(3) 参加人数 3人以内とする

- (4) 希望する提案者は速やかに市民図書館に連絡し、現場説明会の日時の調整を行うこと。その際、必ずしも希望する時間に添えない場合がある。

7. 日程

手 続 き	実施時期
公募開始	令和6年5月1日(水)
現場説明会	令和6年5月9日(木)、10日(金) (午前10時～午後5時)
質疑受付期間	令和6年5月7日(火)～14日(火) 午後5時まで
質疑に対する回答	令和6年5月17日(金) ホームページ上で公開
参加申込書等提出締切	令和6年5月21日(火) 午後5時まで (休館日を除く 午前10時～午後5時)
提案書等受付期間	令和6年5月21日(火)～6月4日(火) (休館日を除く 午前10時～午後5時)
デモンストレーション	令和6年6月下旬 ※予定
プレゼンテーション(審査委員会)	令和6年6月下旬 ※予定
受託候補者決定通知	令和6年7月上旬 ※予定

8. 質疑・回答

(1) 受付期間：令和6年5月7日（火）から5月14日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

電子メールによる。（記載内容が同様であれば指定様式でなくても可）

※ただし、受取に関するトラブルを回避するため、送付後に電話にて到着の確認を行うこと。

※本プロポーザルに関する質問は、参加申込書、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価および審査に係る質問は一切受け付けない。

(3) 受付場所 伊万里市民図書館

※詳細は「16 問合せ先」のとおり

(4) 回答方法

質疑に対する回答については、取りまとめた上で、令和6年5月17日（金）に、伊万里市のホームページ上で公開する

9. 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式1）に別に定める書類を添えて提出すること。なお、期限まで参加申込書の提出がないものからの提案は受け付けないものとする。

(1) 参加申込書の提出方法

ア 提出期限：令和6年5月21日（火） 午後5時まで

※受付期間は、市民図書館の開館日に限り、午前10時から午後5時までとする。

イ 提出場所：伊万里市民図書館

ウ 提出方法：事前に電話連絡の上、直接持参にて提出するものとする。

郵送又は電子メールによる提出は不可とする。

エ 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②事業者概要票（様式第2号）

③導入実績書（様式第3号）

④「5. 参加要件（6）（7）」に記載された、各種認定等証明書の写し

⑤本市の入札参加資格を有していない場合は、下記の書類についても提出すること。

使用印鑑届兼委任状、誓約書、印鑑証明書、営業所一覧表、商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書、直前の期末における決算報告書、国税の納税証明書、県税の納税証明書（佐賀県内の事業者に限る）、市税の納税証明書（伊万里市内の事業者に限る）

オ 提出部数 1部

カ 参加資格の確認

参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

①通知先：参加申込書の提出者

②通知方法：書面にて

③通知時期：令和6年月下旬を予定

④その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日及び市民図書館の休館日を除く。）以内に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

(2) 提案書等の提出方法

ア 提出期間：令和6年5月21日（火）～令和6年6月4日（火）午後5時

※受付期間は、市民図書館の休館日を除く午前10時から午後5時までとする。

イ 提出場所：伊万里市民図書館

ウ 提出方法：事前に連絡のうえ、持参すること。

エ 提出物

①第六次図書館システム・機器更新等業務 企画提案書（様式第4号）

※プロジェクト実施計画書（任意様式）を添付すること

②システム機能要件表回答書（様式第5号）及びハードコピー

③見積書及び積算内訳書（様式第6号）

内容は以下のとおり

内 訳	費 用 項 目	契約形態
図書館システム更新及び機器構築業務	<ul style="list-style-type: none">・ 全体管理（プロジェクト管理）費用・ ハードウェア費用・ OS、ミドルウェア、ソフトウェア費用・ パッケージ費用・ 機器搬入費用・ インフラ更新作業費用・ システム導入作業費用・ データ移行費用・ データ連携費用・ テスト作業費用・ 教育、操作研修作業費用・ ドキュメント作成費用・ その他費用	賃貸借契約
図書館システム等保守点検業務	<ul style="list-style-type: none">・ ハードウェア保守費用・ OS、ミドルウェア、ソフトウェア保守費用・ パッケージ保守費用・ 図書館システム等保守点検業務・ その他、保守点検にかかる費用	委託契約

【注意事項】

- ・見積書は、代表者印押印の紙原本を提出すること。
- ・更新及び機器構築業務、保守点検業務それぞれの見積書表紙(任意様式)、見積明細書(任意様式)を作成し、見積書(様式第6号)に総額を示すこと。
- ・実施要領、仕様書及び機能要件表を確認し、図書館システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアについて、過不足ない調達となるよう作成すること。
- ・機能要件表回答でのカスタマイズやオプション、その他提案者の新規提案に係るその他の経費なども含めて作成すること。
- ・積算内訳書(任意様式)を添付し、具体的な項目を記載すること

④予定技術者調書(様式第7号)

⑤図書館システムのパンフレット等

⑥システム機能要件表回答書のExcelデータを格納したCD-R

オ 提出部数：正本 1部

企画提案書及びプロジェクト実施計画書の副本 9部

10. 企画提案書作成方法

別紙「企画提案書作成要領」のとおり

11. 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、伊万里市民図書館 第六次図書館システム・機器更新等業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、下記の要領で行う。

(1) 第一次審査(書面審査)

第一次審査は、提出された提案書等により書面審査を行う。

提出のあった企画提案書の数が3件を超えた場合にあつては、上位3位までの企画提案を第2次審査の対象とする。また、3件を超えない場合は、全ての企画提案をもって第2次審査を行う。

第2次審査の日程等通知については第1次審査後速やかに全提案者に行う。第1次審査不通過の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内(休日条例第1条第1項に規定する本市の休日と、市民図書館の休館日を除く。)に、書面により説明を求めることができ、説明の求めがあつた場合は、説明を求める期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

なお、第1次審査にあつては、別途個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 第2次審査(デモンストレーション及びプレゼンテーション審査)

第2次審査に参加する提案者は、以下の事項に留意すること。

ア 使用するMARCは、TRC MARCとし、事前に必要なMARCなどを取り込んでおくこと。さらに必要なデータは、前もって作成しておくこと。MARCの使用について不明な点は、提案者において、下記に問い合わせを行うこと。

※ 株式会社 図書館流通センター (TRC) 九州支社

TEL 092-433-6305 (担当：井上)

- イ 提出した「予定技術者調書」(様式第7号)に記載した、システム更新のプロジェクトマネージャーである、主担当SEが説明を行うものとする。
- ウ 必要なパソコン、スマートフォンなどのスマートデバイスなどは提案者が準備すること。提案する機器の機能を説明する場合は、提案する機器と同じものを準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターについては市民図書館の設備を使用するものとする。
- エ 第2次審査時の資料の追加配布は認めない。
- オ 質問に関しては、可能な限り具体的、明確かつ簡潔に回答することとし、抽象的な表現をさけること。

■デモンストレーション

システムの機能性や操作性を審査するため、デモンストレーションを行う。

ア 日時：令和6年6月下旬 ※別途通知する

イ 場所：伊万里市民図書館 ホール (予定)

ウ タイムスケジュール

準備	5分
デモンストレーション	40分
質疑応答	20分
片付け	5分

エ 注意事項

提案者は、「デモンストレーション実施手順」に基づき操作と説明を行う。

オ 議事録の作成

当日の回答については契約後も齟齬がないよう、質疑応答の議事録を指定された日までに作成し、市民図書館宛てにメールにて提出すること。

■プレゼンテーション

プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案内容に基づくものとする。

ア 日時 令和6年6月下旬 ※別途通知する

イ 場所 伊万里市民図書館 ホール (予定)

ウ タイムスケジュール

・準備	5分
・プレゼンテーション	30分程度
・質疑応答	20分
・片付け	5分

エ 注意事項

提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明をおこなうこと。

(3) 審査基準

審査及び審査項目、評価点は別紙「プロポーザル審査要項」のとおりとし、最高得点者を本業務の受託候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の受託候補者として選定する。

また、選考において、審査委員会各委員の評価点が100分の50に満たない場合は、候補者として選定しない。

12. 審査結果

審査結果の通知については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先：全提案者
- (2) 通知方法：書面にて
- (3) 通知内容：本業務の候補者であるか否か
- (4) 通知時期：令和6年7月上旬（予定）
- (5) その他

審査結果の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日及び市民図書館の休館日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行うものとする。

13. 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また伊万里市が必要と認め資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

- (1) 提出書類について、伊万里市情報公開条例（平成11年伊万里市条例第16号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。

- (2) 本業務の候補者選定後に実施する見積合わせについては、結果を「伊万里市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」に基づき公表する。

15. その他

- (1) 費用負担

提案書等の作成、提出、デモンストレーション及びプレゼンテーション等に要する費用は、

その一切を提案者の負担とする。

(2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(3) 参加辞退の取扱い

本業務のプロポーザル参加の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

(4) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者が作成した提案書等の書類については、伊万里市が必要と認める場合には、その一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写）することができるものとする。

なお、伊万里市が、受託候補者が作成した企画提案書等の書類を無償で利用しようとする場合においては、あらかじめ受託候補者に通知し承諾を得ることとする。

(5) 異議申し立て

提案者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 失格条項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

(ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(ウ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(エ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(カ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接又は間接的に行った場合

(キ) 参加表明書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合

(ク) 本要領に違反又は逸脱した場合

(ケ) デモンストレーション又はプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合

(コ) 費用見積書の金額が、見積もり限度額を超過した場合

16. 問い合わせ先

所在地：〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町4-1-10番地1

担当部署：伊万里市民図書館 担当：中村

TEL：0955-23-4646

FAX：0955-22-3231

メールアドレス：library@city.imari.lg.jp

※伊万里市民図書館

火～日 午前10:00～午後6:00

金のみ 〃 ～午後8:00

休館日は、毎週月曜日 第4木曜日